

日医発第 568 号 (保 118)
平成 19 年 9 月 27 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

平成 19 年度特定保険医療材料価格調査に対する協力について

今般、標記調査の実施につきまして、厚生労働省医政局長より本会あて協力依頼がありました。

本調査は健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料及びその購入価格 (材料価格基準)」の改正の基礎資料を得ることを目的として実施されるものであります。

本会といたしましては、従前どおり本調査に協力することといたしましたので、貴職におかれましても客体医療機関の協力が得られますようご高配方よろしくお願い申し上げます。(参考：前回調査は平成 17 年 9 月 28 日付日医発第 553 号にてご依頼)

調査内容につきましては添付資料 1 に示されるとおり、平成 19 年 5 月から同年 9 月取引分の特定保険医療材料 (ただし、ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料については平成 19 年 9 月取引分のみ) の価格、数量等について、平成 19 年 10 月 1 日から同年 10 月 31 日までの間に実施されるものであります。なお、調査票は平成 19 年 11 月 2 日までに都道府県の調査担当吏員あて提出いただくことになっております。

購入サイドといたしましては、全国から病院 約 2,200 (抽出率 1/4)、一般診療所 (歯科診療所を除く。) 約 1,200 (抽出率 1/80) 等が調査客体として抽出されており、貴都道府県分の客体医療機関は添付資料 5 のとおりであります。

客体医療機関に対しましては、都道府県調査主管課を通じて、添付資料 2～4 の他に回答用 F D (フロッピーディスク) が同封され送付されることとなっております。

回答につきましては、添付資料 3 の特定保険医療材料価格調査用 C D - R O M を使用し

たFD又はその他磁気媒体による回答が推奨されておりますが（FDは調査票等に同封の上客体医療機関に送付されます。その他の磁気媒体による回答を希望する場合は、当該磁気媒体は客体医療機関において用意いただくこととなりますが、詳細は各都道府県の調査担当吏員にお問い合わせください）、FD又はその他磁気媒体ではなく、調査票・第Ⅱに記入の上、提出することも可能です。なお、CD-ROMを使用できる環境にない場合には、特定保険医療材料コード表（医科用製本版）を希望する旨、各都道府県の調査担当吏員に申し出ていただくこととなっております。

客体医療機関におきまして、本調査に関して不明な点や疑義が生じた場合には、各都道府県の調査担当吏員に問い合わせさせていただきますようご連絡ください。なお、価格調査用CD-ROMの操作方法につきましては、添付資料4の9ページに示されておりますように富士テレコム株式会社に問い合わせいただくこととなっております。

なお、客体医療機関名簿につきましては、部外秘として取扱われますようお願い申し上げます。

（添付資料）

1. 平成19年度特定保険医療材料価格調査の実施について
（平19.9.19 医政発第0919006号 厚生労働省医政局長通知）
2. 特定保険医療材料価格調査
医療機関等用調査票・第Ⅰ
医療機関等用調査票・第Ⅱ
3. 平成19年度特定保険医療材料価格調査用CD-ROM
 - (1) 価格調査用プログラム
 - (2) 特定保険医療材料コード表
 - (3) HTML版特定保険医療材料コード表
 - (4) 変換テーブル
 - (5) 回答要領
4. 平成19年度 特定保険医療材料価格調査 回答要領
5. 貴都道府県分客体医療機関名簿 病院・一般診療所

医政発第 0919006 号
平成 19 年 9 月 19 日

社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医政局長



平成 19 年度特定保険医療材料価格調査の実施について

日頃から医療機器行政の推進に御協力賜り、感謝申し上げます。
標記につきまして、別紙要領により実施することとしましたので、御協力
くださいますようよろしくお願いいたします。

平成19年度特定保険医療材料価格調査実施要領

1 調査目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料及びその購入価格（材料価格基準）」の改正の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象品目

特定保険医療材料

3 調査項目

調査対象品目の価格、数量等

4 調査期間及び提出期限

平成19年5月から同年9月取引分を対象として、平成19年10月1日から同年10月31日までの間に実施する。

ただし、ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料については、平成19年9月取引分のみを対象とする。

調査客体は平成19年11月2日までに都道府県に提出し、都道府県は同年11月9日までに厚生労働省に提出することとする。

5 調査客体

(1) 販売サイド

病院、一般診療所、歯科診療所、歯科技工所及び保険薬局に対して直接特定保険医療材料を販売する医療機器販売業者の全数を対象及び客体とする。

ただし、特定保険医療材料の取引が帳簿上だけであり、販売業者としての実態がなく、主として、特定の医療機関等とのみ取引している販売業者は対象としない。

(調査客体数 約5,900客体)

(2) 購入サイド

- ① 病院及び一般診療所（歯科診療所を除く。以下同じ。）の全数を対象とし、以下のように抽出された病院及び一般診療所を客体とする。

ア 病院の全数から、層化無作為抽出法により4分の1の抽出率で抽出された病院を客体とする。

(調査客体数 約2,200客体)

イ 一般診療所の全数から、層化無作為抽出法により80分の1の抽出率で抽出された一般診療所を客体とする。

(調査客体数 約1,200客体)

- ② 歯科診療所の全数から、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された歯科診療所を客体とする。

(調査客体数 約1,100客体)

③ 歯科技工所の全数から、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された歯科技工所を客体とする。

(調査客体数 約 110客体)

④ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により30分の1の抽出率で抽出された保険薬局を客体とする。

(調査客体数 約1,600客体)

6 調査の実施方法

調査は、次の手順で実施するものとする。この場合、ア及びオについては厚生労働省が、イ及びエについては都道府県が、ウについては調査客体自らが行うものとする。

ア 調査票等の作成

イ 調査客体に対する調査票等の配布

ウ 調査票の記入等

エ 調査客体からの調査票等の回収

オ 調査票等の集計